

令和5年度 大川市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、本市における障害者優先調達の推進を図る。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、本市の市長部局及び教育委員会（学校を含む）、各事務局などすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ①障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）
 - ②生活介護事業所
 - ③就労移行支援事業所
 - ④就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ⑤地域活動支援センター
 - ⑥小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している事業所
 - ①障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
 - ②障害者優先調達推進法施行令第1条第2項第3号に基づき政令で規定する重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

本市が障害者就労施設等から調達可能な物品等とする。また、重点的に施設等からの調達を推進する物品等を「特定調達品目等」と定め、その品目・内容は、別表「特定調達品目等一覧」のとおりとする。

5 物品等の調達目標

前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 福祉事務所は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行い、各機関に情報提供を行うとともに、必要に応じて施設等と各機関の調整を行う。
- (2) 特定調達品目を調達する場合は、市内施設等から優先調達することとし、調達が困難な場合は、別表に掲げる特定調達品目ごとに、市外施設等または福岡県が設置する共同受注機関から調達する。
- (3) 施設等との随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び大川市契約規則（平成26年大川市規則第16号）第20条の2に規定された事項を遵守する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、市ホームページ等により公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、遅滞なくその概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 施行日

この方針は、令和5年6月1日から施行する。

別表

特定調達品目等一覧

区分	費目	品目・業務名	市内障害者 就労施設等名							
			障害者就労支援センターきむろ	木の香園就労支援センター	木の香らんど	木の香園自立支援センター	あすなろ	カサーレネクスト	グッドジョブ大川	ボクらの仕事場
物品	印刷製本費	名刺印刷		○	○					
		封筒印刷			○					
		チラシ印刷			○					
	消耗品費	木工製品 (記念品、小物、プレート)			○					○
		竹製品(スプーン、竹へら等)		○						
		ダンボールコンポスト、キャップ		○						
		新聞エコバッグ		○						
	食糧費	菓子(蜂蜜、焼き菓子等)							○	
		弁当・おにぎり	○			○		○	○	
原材料費	土木・建築材(木杭・瓦棧木)								○	
役務	委託料	除草作業			○		○		○	
		清掃作業(室内・屋外)			○		○		○	
		リサイクルゴミ分別作業		○	○					
		チラシ封入作業		○						
		チラシ仕分け・梱包作業			○					
		通知書等封入、仕分け作業			○				○	
		ラベル貼り、袋詰め作業			○		○		○	
		パソコン作業						○		

(注) 上記に記載のない障害者就労施設等や物品等の内容であっても、調達の推進を図るために必要と認められるものについては、調達物品等として取り扱うことができるものとする。